

上尾市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市条例第 1 9 号

上尾市税条例の一部を改正する条例

上尾市税条例（昭和 3 0 年上尾市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 6 条の 2 第 9 項中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

第 8 2 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2 輪のもので、総排気量が 0 . 1 2 5 リットル以下かつ最高出力が 4 . 0 キロワット以下のもの 年額 2 , 0 0 0 円

第 8 9 条第 2 項第 5 号中「定格出力」の次に「（第 8 2 条第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第 9 0 条第 2 項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第 9 5 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示する」に改め、同項第 5 号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第 9 5 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第 6 項を第 7 項とし、第 3 項から第 5 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第 1 0 条の 2 第 1 項中「令和 6 年 4 月 1 日」を「資源循環の促進のた

めの再資源化事業等の高度化に関する法律（令和 6 年法律第 4 1 号）の施行の日」に改め、同条第 2 項中「令和 6 年 4 月 1 日」を「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の施行の日」に改め、同条第 2 2 項中「令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改め、同条第 2 3 項中「附則第 1 5 条第 3 7 項」を「附則第 1 5 条第 3 6 項」に改め、同条第 2 4 項中「附則第 1 5 条第 3 8 項」を「附則第 1 5 条第 3 7 項」に改め、同条第 2 5 項中「附則第 1 5 条第 4 1 項各号」を「附則第 1 5 条第 4 0 項各号」に改め、同条第 2 6 項中「令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 1 0 年 3 月 3 1 日」に、「附則第 1 5 条第 4 2 項」を「附則第 1 5 条第 4 1 項」に改め、同条第 2 7 項及び第 2 8 項中「令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

附則第 1 0 条の 3 中第 1 6 項を第 1 7 項とし、第 1 5 項を第 1 6 項とし、第 1 4 項の次に次の 1 項を加える。

1 5 市長は、法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 4 9 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する管理組合の管理者等から法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 2 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 1 7 項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項の規定を適用することができる。

附則第 1 2 条の 2 中「地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）」に、「令和 3 年改正法」を「令和 6 年改正法」に、「附則第 1 4 条第 1 項」を「附則第 2 1 条第 1 項」に、「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改める。

附則第 1 6 条の 3 中「第 3 4 項まで、第 3 7 項、第 3 8 項、第 4 2 項若しくは第 4 5 項」を「第 3 3 項まで、第 3 6 項、第 3 7 項、第 4 1 項若しくは第 4 4 項」に改める。

附則第 1 6 条の 6 中「地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）」を「令和 6 年改正法」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の上尾市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 6 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 3 新条例第 8 2 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

- 4 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 6 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。